

第2回嬉野市議会定例会議案

平成25年6月7日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
1	平成25年6月7日	専決処分（第4号）の報告について	1
2	〃	専決処分（第5号）の報告について	3
3	〃	平成24年度嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	5
4	〃	平成24年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	6
5	〃	平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	9
6	〃	平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	10

議案番号	提出年月日	議案名	頁
66	平成25年6月7日	専決処分（第6号）の承認を求めることについて（平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	別冊
67	〃	嬉野市職員の給与の臨時特例に関する条例について	11
68	〃	嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	14
69	〃	市道路線の認定について	16
70	〃	建設工事請負契約の締結について	17
71	〃	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	18
72	〃	平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）	別冊
73	〃	平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
74	〃	平成25年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	〃
75	〃	平成25年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
76	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
77	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
78	〃	平成25年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）	〃

報告第1号

専決処分（第4号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年5月1日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事故の内容
民地内において公用車が境界ブロックに接触した物損事故
- 2 事故発生年月日
平成25年3月11日 午後2時32分頃
- 3 事故発生場所
嬉野市塩田町大字久間甲960番地1
- 4 損害賠償額（対人分）
金57,666円
- 5 過失割合
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方

報告第2号

専決処分（第5号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年5月1日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事故の内容
嬉野市コミュニティーセンター駐車場における車両損傷事故
- 2 事故発生年月日
平成25年3月25日 午前11時35分頃
- 3 事故発生場所
嬉野市塩田町大字五町田甲3136番地1
- 4 損害賠償額
金178,400円
- 5 過失割合
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

平成 24 年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

平成 25 年 6 月 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 24 年度 嬉野市継続費繰越計算書

款	項	事 業 名	継続費の総額	平成 24 年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度繰次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度繰次 繰越額	計				繰越金	特定財源		その他
											国県支出金	地方債	
10 教育 費	3 中学校費	塩田中学校改築 事業	2,026,642,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				244,600,000	244,600,000	244,600,000	6,712,500		51,100,000	4,000,000			
4 社会教育費		社会文化会館建 設事業	1,658,770,000			691,513,000	78,594,500	612,918,500	8,121,500	156,297,000	438,500,000	10,000,000	
				936,113,000	936,113,000	936,113,000							
合		計	3,685,412,000		936,113,000	936,113,000	261,382,000	674,731,000	14,834,000	156,297,000	489,500,000	14,000,000	

平成24年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成24年度 嬉野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						国県支出金	地方債	未収入特定財源			その他
								円	円		
2 総務費	1 総務管理費	地域の元気臨時交付金事業（塩田庁舎改修）	5,600,000	6,600,000		6,000,000				600,000	
		地域の元気臨時交付金事業（次世代自動車導入）	8,946,000	8,946,000		7,000,000				1,946,000	
6 農林水産業費	1 農業費	農業体質強化基盤整備促進事業（花立水路改修）	61,425,000	38,125,000	4,600,000	33,250,000				275,000	
		地域農業水利ストレスマネジメント事業	7,800,000	7,800,000		5,155,000			1,222,000	1,423,000	
		農業基盤整備促進事業（下吉田水路改修）	5,135,000	5,135,000		2,500,000			1,250,000	1,385,000	
	2 林業費	林道点検診断事業	1,600,000	1,600,000		800,000				800,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	2 林業費	間伐等森林整備促進対策事業	14,926,000	10,126,000	9,000,000			1,126,000	
		県単林道事業	7,192,000	4,792,000	2,200,000			2,592,000	
7 商工費	1 商工費	地域の元気臨時交付金事業(広川原キャンプ場改修)	14,700,000	14,700,000	12,000,000			2,700,000	
		うれしの地場産品ものづくり支援事業	1,000,000	1,000,000				1,000,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	基本構想策定(温泉のまち脈わいづくり)	2,835,000	2,335,000				2,335,000	
		社会資本整備総合交付金事業(橋りょう補修整備)	97,000,000	97,000,000	57,000,000	38,000,000		2,000,000	
4 都市計画費		社会資本整備総合交付金事業(路面性状調査)	1,100,000	1,100,000	600,000			500,000	
		社会資本整備総合交付金事業(総合運動公園施設整備)	346,730,000	346,730,000	170,000,000	171,200,000		5,530,000	
		社会資本整備総合交付金事業(都市公園施設整備)	33,564,000	33,564,000	12,979,000	19,500,000		1,085,000	
		地域の元気臨時交付金事業(公園改修)	38,800,000	38,800,000	30,000,000			8,800,000	
		地域の元気臨時交付金事業(野温泉駅周辺整備関連事業)	88,000,000	88,000,000	80,000,000			8,000,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				円
						国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
9 消防費	1 消防費	緊急防災・減災事業	78,067,000	34,262,000			34,200,000		62,000	
		地域の元氣臨時交付金事業(消防防災車両整備)	22,073,000	22,073,000					2,073,000	
10 教育費	2 小学校費	五町田小学校改修事業	191,862,000	191,862,000			143,200,000		1,646,000	
		地域の元氣臨時交付金事業(小学校整備)	19,800,000	19,800,000					5,800,000	
		地域の元氣臨時交付金事業(五町田小学校水洗化)	9,920,000	9,920,000					920,000	
		地域の元氣臨時交付金事業(中学校整備)	7,200,000	7,200,000					2,200,000	
		地域の元氣臨時交付金事業(大野原中学校改修)	40,000,000	40,000,000					6,000,000	
4 社会教育費		地域の元氣臨時交付金事業(塩田図書館改修)	10,100,000	10,100,000					1,100,000	
		地域の元氣臨時交付金事業(体育施設改修)	29,330,000	29,330,000					2,330,000	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	平成24年炎 農地・施設災害復旧事業	32,350,000	20,773,000			1,000,000	726,000	1,157,000	
		合計	1,178,055,000	1,091,673,000	4,600,000	407,100,000	3,198,000	65,385,000		

平成24年度 嬉野市農業集落排水特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成24年度 嬉野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入 特定財源	地方債	その他	
1	事業費	馬場下地区農業集落排水事業	173,400,000	168,400,000	円	円	円	円	円
	合計		173,400,000	168,400,000		81,500,000	86,500,000		400,000

報告第 6 号

平成 24 年度 嬉野都市計画下水道事業
 嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 6 月 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 24 年度 嬉野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	
1 事業費	1 事業費	公共下水道事業	円 175,271,000	円 56,900,000	円 27,000,000	円 29,800,000	円 100,000	
	合	計	175,271,000	56,900,000	27,000,000	29,800,000	100,000	

議案第67号

嬉野市職員の給与の臨時特例に関する条例について

嬉野市職員の給与の臨時特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国家公務員の給与減額措置に準じた臨時特例措置を講じるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第12条の規定に基づき、国家公務員の給与減額支給措置に準じた臨時特例措置を講じるため、嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与条例別表の適用を受ける職員に対する給料月額（嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年嬉野市条例第175号）附則第7条の規定による給料を含む。以下この項において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の1（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 給与条例第30条第1項から第4項までの規定により支給される給与
当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第30条第1項 前項及び前号に定める額

イ 給与条例第30条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第30条第4項 前項に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給

料月額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、第2条第2項第2号の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する給与条例第30条第1項から第4項までの規定により支給される給与について準用する。この場合において、第2条第2項第2号ア中「前項及び前号」とあり、並びに同号イ及びウ中「前項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

(嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第40号)第1条に規定する市長及び副市長に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第42号)第2条に規定する教育長に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第6条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第68号

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 管理職手当を定額支給とするため、条例を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「給料月額 $\frac{100}{10}$ を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額」を「月額45,000円を超えない範囲内で規則で定める額」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第69号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	築城大橋支線	嬉野町大字下宿字三本杉 嬉野町大字下宿字五本松

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第70号

建設工事請負契約の締結について

平成25年度嬉野総合運動公園みゆき球技場改修工事請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成25年度 嬉野総合運動公園 みゆき球技場改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 157,500,000円
- 4 契約の相手方 嬉野市嬉野町大字下野甲4065番地の1
株式会社 小川組 代表取締役 小川 辰弘

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

議案第71号

佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、鹿島市を佐賀県市町総合事務組合の議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月7日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県市町総合事務組合の規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀縣市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第7号に関する事務の項及び第3条第8号に関する事務の項中「武雄市」を「武雄市 鹿島市」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。